

火山本部設置に伴う避難基本計画の修正について

富士山火山防災対策協議会事務局（静岡県危機情報課）

令和 6 年 4 月に火山調査研究推進本部（以下「火山本部」という。）が設置され、火山噴火予知連絡会（以下「予知連」という。）の機能のうち、気象庁が噴火警報等を発表するにあたり火山専門家から助言を受ける機能については、気象庁に新たに設置された「火山情報アドバイザー会議」が担うこととなった。

これを受け、東京管区気象台より、火山情報アドバイザー会議は気象庁内部の会議であり、気象庁としての記載があれば事足りることから、避難基本計画の予知連の文言を全て削除するよう修正意見が提出された。

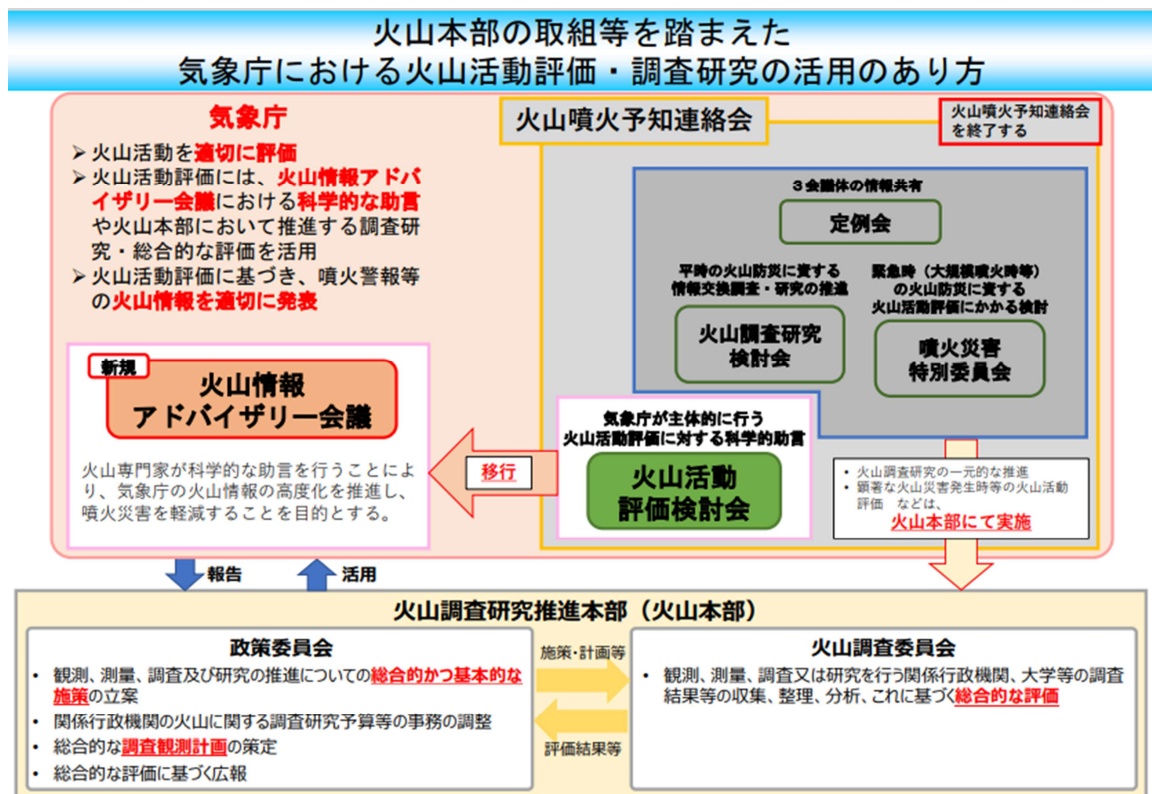
事務局にて確認したところ、避難基本計画に記載された予知連の役割については、大規模火山災害対策への提言（H25.5.16）等から引用されているものもあり、気象庁への助言だけでなく、総合観測班や国の現地対策本部における役割等も含めて記載されている箇所が含まれる（表 1）。

このため、火山本部の設置に伴う一連の体制・対策の変更については、火山情報アドバイザー会議の設置だけでなく、火山本部を含めた国の検討状況をふまえ、時宜を得て計画の修正等の必要な検討を行う。

なお、富士山火山防災対策協議会においては、構成機関以外から情報を得る必要が生じた際には、協議会規約第 10 条によりオブザーバの意見を求めることも可能となっている。

表Ⅰ 避難基本計画における「火山噴火予知連絡会」記載箇所

記載頁	記載箇所	気象庁への助言 以外の記載	備考・関連情報
3.8	気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、 <u>火山噴火予知連絡会</u> 及び協議会の火山専門家と情報共有する。		・気象庁の情報共有の役割については、第154回火山噴火予知連絡会報道発表において火山本部への「報告」が記載あり。
3.22	図3-6 火山活動の各段階に対応した関係機関の対応（例）	あり	・大規模火山災害対策への提言（H25.5.16） 【参考資料】
3.23	図3-7 火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制（概念）	あり	・大規模火山災害対策への提言（H25.5.16） 【参考資料】
3.34	図3-12 協議会等における情報伝達体制	あり	



参考 第 154 回火山噴火予知連絡会 報道発表資料

この他に、国の火山防災対策会議においては、各火山防災協議会の現場の課題等を洗い出し、火山本部に共有するとともに、火山本部の成果を各火山地域における火山防災対策に適切に活用できるよう検討を行うこととされていることから、富士山火山防災対策協議会においても、平時の取組として引き続き内閣府等を通じ、連携を図る。